

認定こども園だいいち整備事業設計業務仕様書

1. 業 務 名

認定こども園だいいち整備事業設計業務

2. 計画の概要

- (1) 施設名称 小松市立認定こども園だいいち
- (2) 用 途 幼保連携型認定こども園（予定。現在は保育所型認定こども園）
- (3) 構 造 建築基準法等関係法令に適したもの
- (4) 建設予定地 小松市若杉町レ5番7ほか（資料1、2）
- (5) 用途地域等 都市計画区域内（第1種住居地域）
- (6) 周辺環境
- ・新園舎の給排水は、上水道（資料5）及び下水道（予定）を前提とする。
- (7) 敷地面積 6,247.30㎡
- (8) 施設概要
- ・新園舎は、上記（4）建設予定地において園舎のほか、付帯施設として駐車場等の外構、園庭等の整備を行う。
 - ・予定定員 140人 <0歳：15人、1歳：22人、2歳：23人、3歳(年少)：26人、4歳(年中)：27人、5歳(年長)：27人>
 - ・園 舎 延床面積：1,300㎡程度【鉄骨造、2階建】
各室は冷暖房（個別空調化）を標準仕様とする。
 - ・駐車場 70～75台程度
(送迎用30～35台程度<うちバリアフリー2台>、職員用40台程度)
 - ・その他 適宜
- ※石川県が定める幼保連携型認定こども園の最低基準を満たすほか、運営に必要な関係法令及び基準を充足すること。
- (9) 概算工事費 6.8億円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- ・新園舎建設、駐車場等の外構（舗装、側溝、アプローチ、街灯、フェンス）等の工事費を含む。
- ※新園舎の杭工事費（地質調査未実施のため）、地質調査費、設計費、工事監理費、園庭整備工事費（遊具含む）、雨水流出抑制施設工事は含まない。
- (10) 実施工程（予定）
- ・R6、R7年度（R7年3月下旬・4月中旬～12月頃） 基本設計・実施設計等
 - ・R7、R8年度（R8年3月～R9年2月頃）
新園舎建設工事、駐車場整備工事、外構整備工事、園庭整備工事等

・R8年度（R9、3月頃）
※現園舎はR9年度解体予定

移転・開園

3. 基本方針、施設の整備方針

（1）基本方針

本市は、2023年11月に策定した『小松市2040ビジョン』の“子どもたちの輝く未来創造都市こまつ”を旗印に、「子育てするならダントツ小松」を合言葉に、若い世代が安心してライフプランを描き、理想とする家庭を築くことができるよう、ライフステージに応じた支援を行っている。

幼児期の教育・保育においても、学びや遊びの充実を図ることにより、多様な教育・保育ニーズに対応するため、認定こども園だいいちについて、「保育所型認定こども園」の移転改築を機に「幼保連携型認定こども園」に類型を変更し、改築における新園舎のコンセプトに沿った整備を行うもの。

新園舎のコンセプト

「人やもの、自然との触れ合いのなか、遊び・学びをとおして、
こどもたちの好奇心や想像力を膨らませることができるこども園に」

（2）施設の整備方針

その他、基本的な整備方針は以下のとおりとします。

①「安心して預けられる施設」

保護者が安心して就業できるよう、様々な特別保育事業を機能的に実施できる施設の整備

- ・延長保育（保護者の就労等の事情により、通常の保育時間を超えて保育が必要な場合、平日20時、土曜19時まで延長して保育）
- ・休日保育（日曜・祝日に保護者の就労などで保育できない児童の保育）
- ・病後児保育（病気回復中にあるが集団保育がまだ困難な児童に対し、一時的に保育・看護を行うもの）
- ・体調不良児保育（登園後に体調不良になった児童を、保護者が迎えに来るまでの間に看護師が緊急的な対応を行うもの）

②「教育環境が充実した施設」

本施設は「幼保連携型認定こども園」に移行することから、子どもたちが心身ともに健やかに育つようこれまで以上に教育・保育に注力します。特に3歳～5歳児は、充実した教育環境（読書、運動、食育など）を提供し、小学校へ円滑に就学できるよう、豊かな人間性を育成する施設を整備

③「子育て支援の拠点施設」

地域において、すべての子育て家庭に寄り添い支援するため、入所している家庭のみならず、未就園の児童とその保護者への相談・支援、また、子育て家庭同士が交流できる場として園解放を実施し、地域子育て支援の拠点としての施設の整備

④「セーフティネット施設」

多様性を認め合い、障がいのある児童、外国籍児童等の適切な受け入れ体制を確保するとともに、受入れについて私立園と共に対応しながら補完し、すべての子育て家庭に寄り添った教育・保育需要の弾力的受け皿となる施設の整備

⑤「地域に根付いた施設」

現施設は、地域の方々との交流活動が充実しており（地域の特徴である九谷焼にちなんだ陶芸教室、昔遊びの継承やお茶室の見学など）、それらを通じた遊び、学び、集いは、子どもたちにとって成長の大きな糧となっている。移転後も利用者だけでなく地域の人々にも誇りと愛着を持ってもらえるような施設の整備

⑥「安全・安心、やさしい施設」

自然災害や防犯面などの安全対策が整うとともに、こどもたちが安心して過ごすことができる環境で、また、すべての子どもたちにとってやさしい施設の整備

⑦「交付金の活用」

施設整備に際し、市の財源負担を最小とし、「こども家庭庁交付金（就学前教育・保育施設整備交付金）」の活用を前提とする施設の整備

4. 添付資料

資料1 位置図

（※整備計画地の位置）

資料2 ①拡大位置図、②測量図（実測）、③配置概要計画図

（※配置計画は、②測量図（実測）の寸法をベースにしてください。）

資料3 必要主要諸室

資料4 地質調査

（※参考＞市道幸八幡線土質調査）

資料5 ライフライン（上水道）

資料6 ライフライン（都市ガス）

資料7 周辺道路（市道）

資料8 石川県 認定こども園の設置認可・認定の手引き【第11版】

（※「Ⅲ. 幼保連携型認定こども園」ほか関連部分）